

Mail Body of 2023/04/21 15:40 from 安部高樹
Subject: RE: 安部成年後見人へ職務の履行を要請いたします
西山 紀男 様

お世話になっております。
本年3月末に西山キミエ様の身体状態がかなり低下したとの連絡を「かいごの花みずき」から受け心配しましたが、
その後、回復し、現在は安定しているようでありほっとしております。

さて、成年被後見人西山キミエ様（以下、単に「キミエ様」といいます）がかいごの花みずきに入所後も泉二丁目の家の水道代及び電気代が西山キミエ様の銀行預金口座から振り替えられていたということにつき、西山紀男様が上記のように振り替えられた（支払われた）金額につき、辻恭子氏及び辻俊雄氏（以下、単に「辻恭子氏ら」といいます。なお、「辻」はしんによろの点がひとつですが、便宜上、「辻」で代用します）に請求し、辻恭子氏らから支払われるべきだと当職に要請等なさっている件につき、ご連絡いたします。

この件については、令和元年7月7日付の長崎家庭裁判所宛「第1回 後見事務報告書 追加報告書」（以下、単に「追加報告書」といいます）に、キミエ様がこうした支出を認めていたという辻恭子らの言い分が必ずしも否定すべきものではないという趣旨のことを記載しています。

（なお、「追加報告書」の5ページ目の「34」の1行目「本人が花に入居後も」の「花」は「花みずき」の誤記ですので、そう読み替えていただきたいと思います。同ページの「36. 上記『18』『20』『24』『26』『27』『32』『33』」の「33」は「34」の誤記ですので、これもそのように読み替えていただきたいと思います）。

西山紀男様が上記の当職の意見とは違う意見をお持ちであり、それを複数回にわたって当職にお伝えになり、その都度ではなかったと思いますが、長崎家庭裁判所が当職の考え方が妥当ではないと考え、当職を指導等した場合には別の対応を考えるという趣旨の回答を当職は複数回しました。

なお、当職としては、趣旨は上記のとおりながら、2021年6月17日付文書（メール）に「家庭裁判所がおかしいというような意見を当職に伝えるようなことがあれば、この結論（キミエからの了解をとっていた。）を見直さないわけではありません」と書きました。
このような表現をとったのは、きわめて微妙で神経を使う事項だと考えられることから、断定を避けたことによります。

これに対し、2021年10月19日付の西山紀男様及び西山美年子様名義の「件名：辻竜也宛の書面送付について」という書面に、上記の当職の文言につき、

「上記文章中の、おかしいというような、伝えるようなこと……。の『ような』という曖昧な表現が理解できません。後見人は、『裁判で解決してくれ。』と言っていると解釈しました」と書かれています。

このご意見を踏まえ、上記のようにきわめて微妙な事項が含まれますので、完全に断言することは難しいですが、次のように書かせていただきます。

今回もこれまでと同様の回答になりまして恐縮ですが、当職はキミエ様の後見事務について長崎家庭裁判所の指導・監督下にありますので、長崎家庭裁判所に西山紀男様よりご意見等をお伝えいただき、その上で長崎家庭裁判所が辻恭子氏らがキミエ様にこれらの支出分を返還すべきと判断し、この判断を当職に伝えた場合には、当職は辻恭子氏らに支出分の返還を請求する準備を始めます。

なお、これまで西山紀男様からいただいた書面等の中に複数回（今すぐ確認できるのは2回）西山紀男様が辻恭子氏らに水道代・電気代その他を請求したところ、

「水道代・電気代等（または辻氏が費消したとされる金銭）を請求できるのは、成年後見人だけだ。成年後見人から請求されていないので払わない」という回答が（弁護士谷直樹氏を通じて）辻恭子氏らからまたは谷弁護士から届いたという記述がありました。上記の回答の形式的な反対解釈は、当職が請求すれば辻恭子氏らは水道代・電気代等を支払うということになります。しかし、これまでの辻恭子氏らの主張・説明を考えれば、そう単純なことだろうかとも考えます。

この点、辻恭子氏らよりも弁護士谷氏に照会したほうがよいかと思っておりますので、辻恭子氏らまたは弁護士谷氏らがそういう回答をしたかを含めて、真意等を聞いてみたいと思っております。

なお、弁護士相手の書面を作成しなければならずそれなりに注意を払わなければなりませんので、ある程度の時間がかかることをお伝えしておきます。

種々比較的急いで書きましたので、誤字脱字、場合によっては内容に辻褄の合わないことがある可能性もあります。後で見直して、直したほうがよいものについてはご連絡いたしますが、まずはこのメッセージをお送りいたします。

西山家のお墓の移設費用の件につきましては、これまでの西山紀男様によるご説明及び辻恭子氏らの意見等を読み直して、後日ご連絡する予定です。

よろしくお願い申し上げます。

〒850-0033

長崎県長崎市万才町2番7号 松本ビル203

司法書士 安部高樹事務所

司法書士 安部高樹

TEL 095-826-4451

FAX 095-826-4425

Mail : abe@shihoo.com

From: 西山紀男 (OCN) <qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp>

Sent: Tuesday, April 18, 2023 4:49 PM

To: 安部高樹 (Takaki Abe) <abe@shihoo.com>; 長崎国際法律事務所 弁護士 谷 直樹
<info@n-inter-law.com>

Cc: togitsu@omura-law.jp >> 大村綜合法律事務所時津オフィス 弁護士 加藤 貴大
<togitsu@omura-law.jp>; iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp Madoka.nishiyama@nikon.com >>

西山円 PC mail id <Madoka.nishiyama@nikon.com>

Subject: 安部成年後見人へ職務の履行を要請いたします

西山キミエ成年後見人 司法書士 安部 高樹 様

辻恭子代理人 弁護士 谷 直樹 様

西山キミエの後見ではお世話になっています。

首件に関し、次の事項を至急、遂行されますよう要請いたします。

【1】 安部成年後見人は、水や電気代など辻の生活費について至急、辻恭子に
請求して取り立ててください。

【2】 西山敬子が、2013年、立替えている墓地代金400万円については、
キミエ生前に、至急返還してください。このお金は、有馬家から出ています。

宜しく願いいたします。

道後湯之町 西山 紀男